

## 気候変動適応に関する COP26 の成果報告



椎葉渚, 松尾 茜, 岡野直幸, 大橋 祐輝

公益財団法人 地球環境戦略研究機関  
適応と水環境領域  
2021年12月

## 1.はじめに

英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)は、1 日延長の上無事に合意文書を採択し、閉会した。英国は議長国として、気候変動の影響に対して脆弱な国々の適応とレジリエンス強化を優先課題の一つとして位置づけ、適応に関連する様々なイニシアティブを立ち上げてきたが、本会合においても適応に関わる議題が多く議論された。成果文書である「グラスゴー気候合意(Glasgow Climate Pact)」においては、途上国が気候変動に対する適応能力を高め、レジリエンスの強化と脆弱性の低減を実現するために、資金、能力強化、技術移転を含む行動と支援の規模を拡大することの緊急性が強調された。本稿では、COP26 およびパリ協定第 3 回締約国会合(CMA3)における適応関連の議論の結果および今後に残された課題を整理する。また、会場では国際機関、地域機関、NGO 等の非政府アクターを中心に、会合参加者による多くのイベントが開催された。特に適応に関するサイドイベント、会期中に設けられた議長国主催のプログラムを中心に内容をまとめ、最新の適応に関する国際動向を俯瞰する<sup>1</sup>。

## 2. COP26 における適応関連の交渉の結果

グラスゴーで焦点となったのは、前回の会合(CMA2)で積み残されたパリ協定における市場メカニズム等の細則や「強化された透明性枠組」(パリ協定の締約国による報告制度)に関する議論の結論を得て、パリ・ルールブック(実施指針)に合意することであった。また、同じく合意を先延ばしにしていた損失と損害や長期資金に関する議論の行方にも注目が集まった。これらの議題においても適応関連の要素が含まれていたことに加え、COP26、CMA3 の両会合において「適応に関する議題」<sup>2</sup>が設けられた。結果として、適応に関わる議論は多岐にわたった。グラスゴー気候合意(COP26 のカバー決定)における、適応に関連する主な決定は以下の通り。

- ・先進国に対して、途上国に対する適応のための資金支援を 2025 年までに 2019 年比で少なくとも倍増していくことが求められた。
- ・締約国に対し、2022 年 11 月に開催される COP27 に先立って適応コミュニケーション(気候変動影響と適応の進捗に関する情報を記載した報告書)を提出し、グローバルストックテークにタイムリーな情報を提供するよう要請された。
- ・パリ協定によって定められた世界全体の適応目標(グローバル適応目標)の進捗評価に関する作業プログラムの設けが盛り込まれた。

上記のほか、個別の論点がいくつか存在する。以下では、論点ごとに今回の合意事項と今後の展開について解説する。

<sup>1</sup> なお、適応に関連の深い損失と損害の交渉成果については、近日公開の IGES プリーフィングノート「気候変動交渉と損失と損害(ロス&ダメージ)—COP26 を終えて—(仮題)」を参照されたい。

<sup>2</sup> アフリカグループ(代表:ガボン)およびボリビアが提案し、議長が議題の追加を承認。

## (1) グローバル適応目標(GGA)

パリ協定 7 条 1 項によって定められた世界全体の適応に関する共通目標、通称「グローバル適応目標(Global Goal on Adaptation:GGA)」は、グローバルストックテークにおいて全体の進捗評価が確認されることとなっている。「気候変動に対する適応能力を高め、強靭性(レジリエンス)を強化し、脆弱性を低減する」を謳ったこの目標について、COP25 での決定を受け、適応委員会が具体的な評価手法に関する検討を行っていた。今回の会合では、「適応に関する項目」として適応委員会の報告が行われ、GGA についても個別に議論することが決まっていた。結果として、GGA についてのさらなる議論を行うべく 2 か年の作業プログラムの設立が合意されたことは大きな成果である。この作業プログラムは COP26 から COP27 にわたる活動となることから、各開催地の都市名を取って「GGA に関するグラスゴー・シャルムエルシェイク作業プログラム」<sup>3</sup>と名付けられた。

作業プログラムは、締約国による GGA の概念、評価手法についての理解の促進や、グローバルストックテークにおける GGA の全体進捗評価への貢献のほか、適応コミュニケーションや自国が定める貢献(NDCs)を通じた締約国による適応の情報交換や途上国の適応行動の強化など、適応一般の促進についても取り組む。開始時期については協議の結果、COP26 の終了後すぐに発足することとなった<sup>4</sup>。今後の展開としては、条約事務局が各締約国からのサブミッション(2022 年 4 月末までに提出)を取りまとめた統合報告書を作成、それを踏まえて補助機関会合におけるワークショップを 2 回(初回は 2022 年 6 月に開催される第 56 回補助機関会合)、およびセッション間ワークショップ2回の年間計 4 回のワークショップを開催することが決定している。

## (2) 長期資金

世界全体の長期的な資金目標に関する議論においては、適応資金の強化をどこまで強調するかが論点となった。長期資金の議論では、COP16において先進国が約束した 2020 年までに年間で 1,000 億米ドルを気候変動対策のために動員するという目標について、2025 年までの維持が決まっている。OECD が 9 月に発表した先進国による気候資金の動員実績に関する報告書<sup>5</sup>によれば、2020 年時点での目標金額の 8 割程度しか達成されておらず、適応に投じられる資金は全体の 4 割程度にとどまる。今回の会合では、この目標が達成に至っていない状況を深刻に捉え、先進国に対して、目標の達成に向けて気候資金の規模拡大を継続することが求められた。適応についても、「一部の先進国締約国がすでに適応資金の提供を倍増していることを認め、他の先進国締約国に対し、緩和と適応のバランスをとる目的で、適応資金の倍増を適宜検討するなど、適応資金の提供を大幅に増やすよう要請する。」という文言で合意した。後半部分については、適応資金の強化についてなるべく明確な要求を入れ込みたい途上国と、それを避けたい先進国の間での妥協が伺える。緩和と適応の資金のバランスを取る努力を「促す」というやや抑制した表現も提案されたが、最終的には「要請する」という強い表現となった。代わりに資金規模については、「少なくとも」「倍増」「4 倍」「大幅に強化」などの文言が提案されていたが、「倍増を検討しつつ大幅な」資金供与を行うという表現にとどまった。グラスゴー気候合意において先進国全体が適応資金を 2025 年までに 2019 年比で少なくとも倍増していくことを目指すとともに、長期資金に関する個別の決定として、いまだその意思を表示していない先進国に対して、適応資金の動員を強く求めた形である。

<sup>3</sup> 作業プログラムの設置は、会期前半の補助機関(SB)会合においてアフリカグループが取りまとめた適応委員会の報告に関する成果文書案の中で提案された。中盤以降は適応委員会の報告とは独立した形で、GGA に関する作業プログラムの設置に関する交渉テキストの下で議論された。

<sup>4</sup> 作業プログラムの実施については条約事務局の支援を受けつつ SB が主体となり、CMA への報告を行うこととなる。

<sup>5</sup> [Climate Finance Provided and Mobilised by Developed Countries: Aggregate Trends Updated with 2019 Data](#)

COP21 の決定により、COP16 で決定された 2020 年までに年間 1,000 億米ドルという集団的な資金目標に代わり、それを下限として新たな集団定量目標を 2025 年までにパリ協定のもとに設定することが合意されていた(1/CP.21, para 53)。また、この目標設定のための具体的な議論が CMA3 において実施されることとなっていた。これまで長期的な資金目標について、その用途の配分は合意文書に明記されてこなかったが、この新たな集団的定量目標において、緩和と適応の間の均等な資金配分に関する文言が入るか否かに注目が集まった。最終合意文書では、新たな集団的定量目標の目的として「世界の平均気温を 2°C に抑え、さらに 1.5°C 以下に抑える努力を追求すること」のほか、「気候変動の悪影響に対する適応能力の強化」のための資金の流れを作ることも明記された。有志途上国グループ<sup>6</sup>やアフリカグループは、「先進国が 2030 年までに年間少なくとも 1 兆 3,000 億米ドルを共同で動員することを約束し、そのうち 50% を緩和に、50% を適応に充てること、および「1,000 億米ドルのうち公的なグラントの比率を十分に確保すること」などの具体的な文言を提案していたものの、結果としてこうした資金配分に関する文言は入らなかった。新たな集団的定量目標に関する議論は、CMA の下で新たに設置される特別作業部会で今後も継続され、2024 年に結論を出すことで合意された。引き続き、適応資金に関する要素がどの程度示されるかが注目される。

### (3) パリ協定 6 条における適応関連項目

本会合では、パリ協定の実施指針である「パリ・ルールブック」へ締約国が合意出来るかが最大の争点となっていた。パリ・ルールブックは、COP24 で合意されることが期待されていたが、主にパリ協定 6 条の細則をめぐって合意が先延ばしにされ、COP26 へと持ち越されていた。パリ協定 6 条に関する議論において、適応が関連するのは 6 条 2 項「協力的アプローチ」の収益に関する項目である。協力的アプローチとは、海外で実現した温室効果ガスの削減(緩和成果)を自国の緩和目標の達成に活用する制度で、日本の二国間クレジット制度(JCM)もこれに含まれる。協力的アプローチをめぐっては、緩和成果の国際的な移転(クレジット化)を行う締約国に対し、その収益の一部(Share of Proceeding: SOP)を適応支援のための義務的な課金として徴収することを求める途上国と、それを回避したい先進国の間で対立し、前回の会合から決定が見送られていた。CMA3 においても、最終日まで多くの争点を残したまま議論が続き、とりわけ SOP を通じた適応への貢献か、適応基金を通じた自主的な資金提供かについて決着がつかず、また適応への貢献を先進国の義務とすべきか、強い奨励、あるいはそうした約束をするような奨励とするのか、などの選択肢が残された。結論として、協力的アプローチを用いる参加締約国および利害関係者に対し、「特に適応基金への拠出を通じて」適応のための資金を拠出するよう「強く奨励」する、つまり自主的な適応資金の提供を求めることで合意した。

さらに、適応基金に直接的な拠出を行う場合には、(既にパリ協定 6 条 6 項においてクレジットの収益を徴収し適応基金を通じて運用することを決定している)6 条 4 項の下で運用されるメカニズム(持続的な開発に貢献するメカニズム)での適応貢献に相当する資金拠出を求める、という条件についても提案されていた。明示的に「相当する」という文言を入れるという選択肢もあったが、最終的には「考慮に入れる」ことで合意した。結果を見ると、6 条 2 項における適応のための義務的課金は見送られ、選択肢として提案されていた中でも先進国に不利なシナリオは極力回避された形である。

<sup>6</sup> 中国、インド、サウジアラビアなどの新興国と途上国で構成される交渉グループ



#### (4)強化された透明性枠組

強化された透明性枠組は、パリ協定 13 条に定められている、締約国の取り組みの進捗報告制度である。すべての締約国は、温室効果ガスの排出量に関する情報や NDCs の進捗状況、7 条に基づく気候変動の影響及び適応の情報などを 2 年おきに提出する隔年透明性報告書として報告することとなっている<sup>7</sup>。今回の会合において、透明性枠組の下での報告様式などについて採択することを目指していた(18/CMA.1 para12)。今回の会合での議論を経て、各国共通の報告表が採択に至り、遅くとも 2024 年末までに提出が求められている第 1 回隔年透明性報告書について、締約国が準備を開始できる体制が整ったといえる。

隔年透明性報告書における、適応関連の情報提供は、緩和に関する報告が義務であるのに対し、締約国の任意(自主的な報告)とされている。提出された隔年透明性報告書は、技術専門家レビューを受けることになっているが、適応についてはレビューの対象外(但し、先進国が任意で適応に関する情報を報告した場合は対象に入る)であり、適応に関する報告のレビューの位置づけが不透明であった。今回の会合において、専門家レベルの議論では、隔年透明性報告書の技術専門家レビューと並行して適応に特化した進捗状況の評価を行うことなどが提案された。あるいは、適応に関する情報を締約国が自主的に検討またはレビューするよう要請できるオプションについて検討する、という選択肢も一時提示された。最終的には本文中に適応に関する文言は入らず、適応に関する報告のレビューの有無、およびその扱いについて明確な決定に至らなかった。自主的な報告事項のレビュー方法については科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)会合で検討が継続される予定である。今後の議論において、適応情報を含む自主的な報告に関するレビュープロセスの詳細がどのように整備されていくのか注視したい。

#### (5)その他の論点

##### ①国別適応計画(NAPs)

途上国による国別適応計画(National Adaptation Plans:NAPs)については、NAPs の策定・実施プロセスの進捗評価を遅くとも 2025 年までに開始するために、今回の SBI 会合において進捗の評価に必要な行動と手順を特定することになっていた(8/CP.24 para 19)。議論の結果、2024 年 6 月の第 60 回 SBI 会合にて進捗評価を開始し、2024 年 11 月に開催される COP29 での検討・採択のための勧告を行うことが決定した。これに伴い、途上国は同年 2 月 1 日までに進捗状況並びにその他の情報提供を行うことが奨励された。

##### ②グローバルストックテーク

5 年ごとに実施されるグローバルストックテーク(GST)は、各国の緩和、適応目標の更新による野心引き上げにとって重要なプロセスである。パリ協定 7 条 14 項では、GST における適応の野心引き上げ、すなわち GGA の全体進捗状況のレビュー、適応コミュニケーションを考慮した適応行動の強化などを義務付けている。ただし、締約国が GST へ提供する具体的な情報ソースリストについては、SBSTA が継続して情報収集を行い、暫定リストの補完を検討するよう要請されていた(19/CMA.1 para 25)。このリストには、パリ協定 7 条に規定されている適応の情報についても含まれており、今回の SBSTA 会合を経て正式に GST への提供情報として利用されることとなった。また、グラスゴー気候合意において、各国には適応コミュニケーションの提出を通じて 2023 年の第 1 回 GST に間に合うよう情報を提供することが要請されている。さ

<sup>7</sup> パリ協定 13 条 7 項では、すべての締約国に対して、温室効果ガスのインベントリや NDCs の進捗状況について情報提供を義務付けるとともに、13 条 8 項では適応については任意の情報提供を求めている。また、13 条 9 項において、先進国にはさらに 9 条、10 条及び 11 条に基づき、途上国に提供する資金、技術移転及び能力強化支援に関する情報の提供が求められている。

らに、今回の CMA では各締約国により提出された NDCs および適応コミュニケーションを登録するためのパブリックレジストリ(登録簿)<sup>8</sup>が正式に承認され、GST の重要な情報チャネルとなることが期待される。

### ③ナイロビ作業計画

気候変動の影響、脆弱性及び適応に関するナイロビ作業計画(NWP)は、COP11 決定によって設置され、各国による気候変動影響や脆弱性の理解および十分な情報に基づいた適応策の検討と実施のための支援を行っている。SBSTA において NWP の進捗確認が行われており、パリ協定の下での適応の推進を知識・情報面で支援していくために必要な情報収集などを促進している。今回の SBSTA 会合の合意文書では、2022 年 6 月の第 56 回 SBSTA 会合において予定されている NWP の運用・制度面に関する評価(ストックテーク)に向けて、締約国及び関連機関からの意見を求める(2022 年 3 月末までサブミッションを募集)ことなどが盛り込まれた<sup>9</sup>。

## 3. COP26 で発表された適応資金に関するコミットメント

グラスゴー気候合意においても、途上国における適応資金が不十分であることに対する懸念が表明されており、適応資金の強化は COP26 におけるキーワードとなっていたといえる。

国連事務総長 António Guterres 氏も、第 1 週に開催されたワールド・リーダーズ・サミットにおいて、動員される気候資金を緩和と適応で均等に配分するべきであるというメッセージを寄せ、世界全体の適応資金強化を呼びかけた。また、同サミットでは、各国首脳が年間 1,000 億米ドルの目標達成の重要性を強く訴える中、適応資金に関する具体的なコミットメントも次々と表明された。日本からは岸田首相が登壇し、災害リスク軽減等の適応に関する資金支援を約 148 億米ドルに倍増することなどを表明した。COP26 開催に合わせて、G7 各国、国際開発金融機関(MDBs)および気候基金が発表した適応資金に関する主要なコミットメントは下表の通りである。

COP26 で発表された適応資金に関する主要なコミットメント

<p>G7 各国</p> <p>※ワールド・リーダーズ・サミットでのステートメント発表順。具体的な資金コミットを公表した国のみ記載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>英国:</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ COP26 で英国が立ち上げた<u>クリーン・グリーン・イニシアティブ(CGI)</u>の一環として、途上国に対し、緩和と適応を合わせて 40 億米ドル以上の気候投資を行うとともに、同様の額の民間資金を動員し、特に干ばつ等に強い農業などの技術を支援する。</li> <li>○ アフリカ開発銀行(AfDB)に対し、野心的な新しい保証メカニズムである「<u>ルーム・トゥー・ラン保証</u>」を提供することを発表。アフリカ大陸のプロジェクトに最大 20 億米ドル相当の新規融資が行われる見込みで、そのうちの半分は、各国への適応支援資金となる。</li> <li>○ アフリカの適応策に新たに 1 億 9700 万米ドルの資金提供を行うことを発表。このうち 2,700 万米ドルは、AfDB の「<u>アフリカ適応促進プログラム(AAAP)</u>」の支援に充てられる。</li> </ul> </li> </ul>
--	---

<sup>8</sup> 条約事務局により運用され、2022 年 6 月 1 日以降利用可能となる予定。

<sup>9</sup> その他 NWP 関連として、COP26 の会期中に「適応と生物多様性」をテーマとした第 14 回 NWP フォーカルポイントフォーラムが開催され、生物多様性条約(CBD)事務局や国連砂漠化対処条約(UNCCD)事務局、その他政府代表や国際機関などが参加した。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 英国気象庁(Met Office)は、ADB、WB、UNDP、ICIMOD とのパートナーシップにより、「<u>気候変動に強いアジアのための行動(CARA)プログラム</u>」を設立し、7 年間で最大 3 億 6,500 万米ドルの大規模な新規支援を発表。気候変動の影響に対して脆弱なコミュニティ、経済、環境のレジリエンスを強化し、インド太平洋全域で低炭素成長を促進する。</li> <li>● <b>米国:</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>適応とレジリエンスのための大統領緊急計画(PREPARE)</u>を発表</li> <li>○ 2024 年までに米国の気候変動資金を緩和と適応を合わせて 4 倍にする。適応資金に関しては、2024 年までに、年間 30 億ドルを拠出する。</li> <li>○ 適応基金(AF)への初の拠出を行う。</li> <li>○ 「効果的な適応とレジリエンスのための後発開発途上国イニシアティブ(LIFE-AR)」を支援するパートナーシップ合意に、ノルウェー政府と共に署名。</li> </ul> </li> <li>● <b>フランス:</b> 気候資金への年間支出額を緩和と適応を合わせて 70 億米ドル以上に引き上げる。</li> <li>● <b>ドイツ:</b> 2025 年までに気候変動対策資金を緩和と適応を合わせて年間 67 億米ドルに引き上げる。</li> <li>● <b>カナダ:</b> 適応基金(AF)への初の拠出を行う。</li> <li>● <b>日本:</b> 適応策として、災害リスク軽減等のための支援を約 148 億米ドルに倍増する。</li> </ul>
国際開発金融機関(MDBs)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>世界銀行(WB):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ WB 傘下の国際開発協会(IDA)は、スウェーデン政府、デンマーク政府からの支援により、ケニア全域を対象とした「<u>地域主導の気候アクション資金(FLLoCA)</u>」に 1 億 7,140 万米ドルの融資を行うことを承認。</li> </ul> </li> <li>● <b>アジア開発銀行(ADB):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019 年から 2030 年までの気候変動対策の累積融資額の目標を 1,000 億米ドルに引き上げ、そのうち 340 億米ドルを適応策に充てる。</li> <li>○ 国際環境開発研究所(IIED)及び国際 NGO ホワイロウ・コミッション(Huairou Commissions)と協働して「<u>コミュニティ強靱性パートナーシッププログラム(CRPP)</u>」を立ち上げた。英国政府が 4500 万ポンド、ノルウェー政府が 600 万ユーロの拠出を表明。</li> <li>○ 英国政府と共同で、気候変動に対応した計画や革新的な都市プロジェクトを通じて気候変動によるリスクを軽減することを目的としたパートナーシップ、「<u>アーバン・レジリエンス・トラスト・ファンド(URTF)</u>」を立ち上げた。英国が、CARA プログラムの最大のサブプログラムとして、URTF に最大約 1 億米ドルを拠出すると発表。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>アフリカ開発銀行(AfDB):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「Mission 1 for 200」と題して、アフリカの食糧不安を抱える人々が安価で栄養価の高い食事を取れるようにし、4,000 万人の農家に気候変動に強い技術を提供することを目的とした融資制度を発表。各国政府や開発パートナーとともに、2025 年までにアフリカの 2 億人の人々に食糧を供給するため、10 億米ドルを動員するという目標を掲げた。</li> <li>○ 米国は、AfDB の「<u>アフリカ災害リスクファイナンスプログラム(ADRFi)</u>」に 1 年間で 250 万米ドルを拠出すると発表。</li> </ul> </li> <li>● <b>欧州復興開発銀行(EBRD):</b> COP26 にて EBRD が立ち上げた、「<u>気候変動対策に関するハイインパクト・パートナーシップ(HIPCA)</u>」に対し、英国が 6,700 万米ドルの資金提供を発表。HIPCA パートナーシップは、EBRD がオーストリア、フィンランド、オランダ、スイス、台湾 ICFD(国際協力開発基金)、英国と共同で開発した。</li> <li>● <b>欧州投資銀行(EIB):</b>EU 適応戦略を後押しするための新たな適応プラン(Adaptation Plan)を策定し、2025 年までに気候変動対策のための資金全体に占める適応支援の割合を 15%に引き上げることを約束した。これは過去 5 年間の適応資金と比較して、約 3 倍の増加となる見込み。</li> <li>● <b>米州開発銀行(IDB):</b>イノベーションラボ(IDB Lab)を通じて、ラテンアメリカ地域の小規模農家に気候変動適応のためのマイクロファイナンス融資を行うためのファンドである「<u>小規模農家気候変動適応基金(SMAF)</u>」の設立に参加し、GCF とともに 440 万米ドルを拠出する意向を示した。</li> </ul>
<p>気候基金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>緑の気候基金(GCF):</b> 国際農業開発基金(IFAD)とともに、アフリカのグレート・グリーン・ウォール(Great Green Wall)に面する 7 か国の零細農家を対象とした適応・レジリエンス向上のためのプログラムを立ち上げ、8 億 2800 万ドルの投資を発表した。</li> <li>● <b>地球環境ファシリティ(GEF):</b> 気候変動の影響を最も受けやすい国々への支援として、12 カ国(ベルギー、カナダ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、スウェーデン、スイス、米国)が、GEF が運用する後発開発途上国基金(LDCF)に 4 億 1,300 万ドルを新たに拠出することを発表した。</li> <li>● <b>適応基金(AF):</b> COP26 会期中に発表された新規支援額は、3 億 5600 万ドルを達成し、記録的な数字となった。米国やカナダ、カタールなどが初めて資金拠出を表明し、欧州委員会、スペイン、ケベック州、アイルランド、ブリュッセルなどは過去の拠出額を大幅に上回るプレッジを表明した。また、フィンランドのように数年ぶりに拠出を再開した国もあった。数年前にスウェーデンが初めて複数年の拠出を表明したことに続き、ノルウェーとアイルランドが新たに複数年での拠出を発表した。</li> </ul>



これらに加え、会期中に英国とフィジーが「気候資金アクセスに関するタスクフォース<sup>10</sup>」を立ち上げた点も注目に値する。本タスクフォースは、経済の脱炭素化、気候変動適応、グリーン成長経路の確立に向けた途上国の取り組みに対する効果的かつ継続的な支援を求める声に応えて発表され、英国は新規に1.3億米ドルの投資を発表した<sup>11</sup>。そのほか、英国、フランスが出資を表明した人道支援活動のための新たな基金「START Ready<sup>12</sup>」や、英国とカナダによって設立された、新たな適応分野の研究促進プログラムである「Climate Adaptation and Resilience (CLARE)」<sup>13</sup>なども特筆できる。また MDBs が発表した合同気候宣言<sup>14</sup>および合同自然宣言<sup>15</sup>の中では、適応資金の増額や、自然に基づく解決策(NbS)を用いた NAPs 策定支援を強化する旨が明記された。

## 4. 適応関連イニシアティブの動向

COP26 に先立ち、議長国である英国主導で適応に関する国際的な協働のためのイニシアティブが複数立ち上がっていた<sup>16</sup>。以下では、COP26 における各イニシアティブの動きについて簡単に紹介する。

**適応研究アライアンス (Adaptation Research Alliance: ARA)** は、適応研究と実際の適応行動を結びつけるという目的をもって、11月9日「科学とイノベーションデー」の議長国プログラムにおいて立ち上げられた。30カ国の100以上の組織が参加し、世界で最も脆弱なコミュニティの回復力を強化することを柱としつつ適応研究とイノベーションを推進するとしている。参加機関には、研究・活動資金提供者、政策立案者、科学者、開発機関、草の根組織などが含まれる。設立と併せて、ARA は、アクションリサーチとしての適応研究を推進するための「インパクトのための適応研究原則(Adaptation Research for Impact Principles)」を策定した。その策定過程においては、パートナー機関の間での複数回の議論を経たとされており、その作成過程そのものが、協働を中核とする ARA が考える適応研究のあるべき手続きに則って行われたとされている。この原則は、新しい適応策をどのように実施すべきかを示すフレームワークであり、この枠組みのもと、公平性と行動を重視した研究デザイン、知識の共有、成果の追跡を行うことが企図されている。さらに、提言を実行に移す具体策として、「気候変動への適応とレジリエンス(CLARE)」研究プログラムも発表された。CLARE は英国とカナダの新しいパートナーシップで、英国が1億ポンド、カナダから1,000万ポンド(1,700万カナダドル)の拠出を表明した。CLARE の資金のうち約4,000万ポンドは、アフリカにおける適応策を検討し、気候変動に適応するための実行可能なソリューションを特定するために使用される予定である。

今後は、ARA が設定する6つのワークストリーム(適応研究のエビデンスレビューと分析; メンバー間協議を通じた研究ニーズと機会の特定; イノベーションと適応を結びつける共創の空間; 適応に関する知見の

<sup>10</sup> [Taskforce on Access to Climate Finance](#)

<sup>11</sup> 最初の共同議長としては、ブータン、ベリーズ、マラウイ、ルワンダ、セネガル、ドイツ、スウェーデン、米国、GCF、世界銀行を運営委員会のメンバーとし、同原則をパイオニアとして実践するための5カ国(バングラディシュ、フィジー、ジャマイカ、ルワンダ、ウガンダ)の選定も行われた。

<sup>12</sup> [START Ready](#)

<sup>13</sup> [Climate Adaptation and Resilience \(CLARE\)](#)

<sup>14</sup> [MDB Joint Climate Statement](#)

<sup>15</sup> [MDB Joint Nature Statement](#)

<sup>16</sup> 各イニシアティブの詳細は、IGES ブリーフィングノート「[COP26 を巡る気候変動適応の国際動向](#)」を参照されたい。

追跡、共有、学習; UNFCCC との連携と戦略的パートナーシップ; 適応アクションリサーチの6原則の普及とメンバーシップ・キャンペーン)に即したコミュニティ会合が継続して開催されることとされており、これらの機会を通じて ARA の適応研究原則に基づいた適応研究の促進が試みられることになる。さらに、ARA では現在、小規模研究グラントへの公募が行われており、主に脆弱国からの応募を念頭に実際の研究プログラムを複数採択することを予定している。これらの取組を端緒として、今後、ARA が適応行動を促進する研究ネットワークとしてどの程度のインパクトを及ぼすことができるのか、注視していく必要があるとともに、日本の研究機関の更なる参画が期待される。

**リスク情報に基づく早期行動パートナーシップ(Risk-informed Early Action Partnership: REAP)** は、早期警戒・早期行動(Early Warning and Early Action: EWEA)を通じて、気候変動の影響に脆弱な人口の軽減を目指したイニシアティブであり、現在 18 カ国の政府および 38 の国連機関、NGO などが参画している。日本もボードメンバーとして設立当初より関与している。COP26 においては、英国パビリオンにおいて、ケニア、マラウィ、バングラディシュ、UNDRR の代表が参加し、EWEA に関するイベントが開催された。途上国における EWEA の必要性や、すでに EWEA の取組を進め成功した事例などが取り上げられた。日本からは正田地球環境審議官が、他のボードメンバーとともに冒頭の REAP への賛同メッセージを読み上げた。政府によるコミットメントとして、フィンランド、スウェーデン、米国、英国から EWEA に関する国際支援の強化、自国での重点政策化などについて発表があり、本イニシアティブを通じて EWEA への国際的な投資と支援が促進されることが確認された。

**レース・トゥ・レジリエンス(Race to Resilience)**は、COP26 の開催に合わせて英国が UNFCCC の支援を受けて立ち上げた、非国家アクターによる適応行動促進のためのキャンペーンであり、2030 年までに、非国家主体による行動を促し、気候リスクに対して脆弱なグループやコミュニティに属する 40 億人の人々のレジリエンスを高めることを目標としている。COP26 会場においては、本キャンペーンの拠点として、「レジリエンスハブ(Resilience Hub)」が設置された。レジリエンスハブの目的は、適応・レジリエンスに関わる優良事例を共有し協働を強化すること、COP26 会期を通じて適応・レジリエンスに関する機運を高めること、及び COP27 に向けたアクションの方向性を見定めることの三点である。そのために、レジリエンスハブでは、オンラインとのハイブリッド形式で様々な適応・レジリエンス関連のイベントが開催され、多くの非国家アクターによって取り組みの紹介や特定のトピックに対する議論が展開された。レジリエンスハブの運営主体は英国外務・英連邦・開発省(FCDO)、COP26 議長、UNFCCC 事務局とハイレベル気候チャンピオンのチームで、ペルー政府も開催にあたって協力している。会期中の 2 週間にわたって、80 の組織が主催した 154 以上のイベントが実現し、176 の組織が共催等で参加した。これらのイベントは全て特設サイト上<sup>17</sup>で視聴可能で、アーカイブも残されている(2021 年 11 月 24 日現在)。COP26 会場に加え、グラスゴー・カレドニアン大学、南アジア、ラテンアメリカ、アフリカ、東南アジア、東アジア・太平洋地域、など、世界各地の地域ハブによるイベントも開催された。さらに、COP26 において非国家アクターによる声明<sup>18</sup>が UNFCCC 事務局に提出された。これはレース・トゥ・レジリエンスおよび、その対となる緩和版のキャンペーン、レース・トゥ・ゼロ(Race to Zero)を通じた気候変動対策への野心を高めるための呼びかけである。複数の国際 NGO 等が署名し、日本気候イニシアティブ(JCI)も賛同している。

**適応行動連合(Adaptation Action Coalition: AAC)**は、適応の優先分野における各国の協力体制の強化を主眼とした政府間のパートナーシップであり、日本もボードメンバーとして加盟している。COP26 に際し、ネパール、ベトナムとモザンビークが新たに参加し、加盟国は計 40 カ国となった。会期中、AAC はレジリ

<sup>17</sup> [COP Resilience Hub - A physical and virtual Resilience Hub at COP26 \(cop-resilience-hub.org\)](https://cop-resilience-hub.org)

<sup>18</sup> The Non Party Stakeholder Commitment to Deliver This Decade

エンスハブにてハイレベルイベント開催した。イベントでは、AAC の共同議長国として、英国国際貿易担当 国務長官およびエジプトの環境大臣が登壇し、この 1 年で適応への注目度が確実に高まっていることや、多くの国や組織が適応努力の強化に関する宣言をおこなったことへの歓迎の意を表した。その後、AAC 常設委員会メンバー国として、日本、ネパール、オランダ、マラウィ、米国が登壇し、適応への取り組みを共有した。日本は、2018 年に策定した適応法に基づく適応策を推進していること、10 月末に適応コミュニケーションの提出を完了したこと、そしてアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)を通じたアジア太平洋地域における適応分野の国際協力を推進していることを紹介した。総括として、共同議長国である英国代表は、AAC が取り組んでいる「水」・「健康」・「インフラ」・「地域主導の適応」といった適応の主要テーマを再確認した。そして COP27 議長国であるエジプトの代表は、GGA の明確化に向けた交渉プロセスを補完し、GST の実施を確実にするためにも、AAC が果たす役割は非常に大きいとの展望を述べて閉会した。

## 5. 適応関連テーマのサイドイベント

通常 COP 会場では、締約国交渉官による交渉と並行して、国際機関、自治体、市民団体などの民間組織がサイドイベントを開催する。COP26 においても、レジリエンスハブを中心に様々な適応関連のイベントが設けられ、多様な議論が展開された。以下では、テーマごとにそれらの議論のハイライトを纏める。

### (1)能力強化(キャパシティディベロップメント)

途上国への能力強化は、条約、パリ協定の両者において組み込まれており、途上国の適応能力強化は条約および協定の目的を達成する上で不可欠な要素となっている。パリ協定 11 条で能力強化の指針(国家主導であること等)が規定され、協定のもとに位置付けられる「能力構築に関するパリ委員会(PCCB)」が能力強化の促進を担うこととなっている。交渉においては PCCB を主軸として、能力強化支援を促すための議論が展開されているが、同時にさまざまな機関、国が能力強化に関するサイドイベントを開催し、近年の成果を披露し、成功事例を共有する機会となっている。また、具体的な能力強化の事例の中で発見された課題を、多様なステークホルダーとともに議論し、今後の展望について検討する重要な場も提供している。能力強化についての多くのサイドイベントは PCCB が主催する Capacity-Building Hub(キャパビルハブ)の下で行われた。キャパビルハブは COP 毎に開催され、三回目の今回は、6日間にわたって計 40 ものイベントが開催された。各日ごとに能力強化に関する 1 テーマが割り振られている:「能力構築(11/3)」「資金と技術(11/4)」「適応とレジリエンス(11/5)」「UNFCCC 機関とプロセス(11/8)」「気候アクションのための COP26 Catalyst(11/9)」「PCCB 焦点分野(11/10)」。テーマごとに適応に関するイベントは存在したものの、ここでは適応能力強化に関するセッションが集中した 11/5 のイベントを中心に取り上げて説明する。なお、全セッションの様子は PCCB のサイトから閲覧可能である。

キャパビルハブにおける「適応とレジリエンス」をテーマにした日には7つのイベントが行われた。主要テーマとしては、1.ネットワークによる地域内での知見共有、2.女性の参画を促進するジェンダー、3.先住民の伝統知の活用、4.デジタル情報を活用したストーリーテリングを政策アドボカシーや資源動員への活用の4テーマであり、近年の適応能力強化のトレンドに沿ったものである。ネットワークに関するイベントの一つは日本政府が支援するアジア太平洋適応ネットワーク(APAN)に関するもので、今年 3 月に開催された第7回 APAN フォーラムの開催成果が発表された。成果に基づき、地域における知見共有の重要性とともに、包括的アプローチの重要性や政策決定者や実践者がニーズについてより深く理解しておく必要性などが強調された。IGES は、ペルーの先住民機関である ONAMIAP と伝統的知識のセッションを共催した。



## (2)防災・減災

気候変動適応と強靱性強化、さらには損失と損害と深い関連性を有するトピックとして、防災・減災に関しては、交渉議題の外側で複数のイニシアティブやイベントが見られた。まず、議長国イニシアティブのひとつである REAP は、上述のとおり、早期行動・早期警戒をそのテーマとする防災と深く関連したイニシアティブである。UK Pavilion にて開催された REAP のイベント「Welcome to 2025; Where Early Action is the Default」においては、各国の防災・減災対策の状況や、災害リスクファイナンス等が議論された。同イベントに参加していた防災分野を担う国連機関である UNDRR は、COP に先駆けて、WMO とともに気候災害レジリエンスセンターを設立したことをアピールしており、予防に注目する防災分野の動向として注目される<sup>19</sup>。さらに、11月2日に開催されたハイレベルイベントでは、「レジリエントな島嶼国のためのインフラストラクチャ (Infrastructure for Resilient Island States: IRIS)」が立ち上げられた。IRIS は、インドが主導して 2019 年の国連気候行動サミットで発足した「レジリエントなインフラに関するコアリション (Coalition for Disaster Resilient Infrastructure: CDRI)」の下、小島嶼国開発途上国 (SIDS) において、気候変動影響に対応するインフラを強化するための技術支援を目的として新たに設立されたイニシアティブである。その他、多くのサイドイベントで防災・減災に関わるセッションが企画された。とりわけ、上述のレジリエンスハブにおいては、その主要テーマとして、早期行動・早期警戒 (EWEA) が挙げられ、防災を気候変動との関連から議論するセッションが企画された。

## (3)自然・生態系保全と自然に基づく解決策 (Nature-based Solutions: NbS)

議長国英国は、COP26 にむけた中心テーマの1つとして自然に言及し、また COP に先駆けて 5 年間で最低 30 億ポンドの国際気候資金を自然及び NbS に充てると表明するなど、英国のリーダーシップにより自然や NbS に対する注目が高まっていた。そして、NbS に関する直接の議題こそ存在しなかったものの、自然・生態系保全領域で注目ある進展及びイニシアティブが見られた。まず、英国の強いイニシアティブによって開催された世界リーダーズサミットにおいては、140 か国が署名した「森林と土地利用に関するグラスゴー首脳宣言 (the Glasgow Leaders' Declaration on Forests and Land Use)」<sup>20</sup>が、注目を集めた。この宣言では、緩和・適応に資する森林の多面的機能が指摘されており、自然の多便益に着目を促す NbS とも高い親和性を有する。そして、グラスゴー気候合意においては、NbS が明示的に言及されることはなかったものの、気候変動と生物多様性の損失を相互に結びつけたグローバルな危機とした上で、緩和・適応の両面における生態系保全の重要性への言及がなされ、NbS を推進してきた機関にも歓迎された<sup>21</sup>。

関連イベントに目を移すと、11月6日は議長国プログラムの自然デー (Nature Day) とされ自然や生態系に関わるイベントが開催されたほか、ビジネスの観点から NbS に関わる取組を推進する Nature4Climate による Nature-Positive Pavilion など、自然・生態系にフォーカスしたパビリオンも見られた。個別のイベントを見ても、Japan Pavilion における環境省主催のセッション「気候変動対策としての NbS とそのマルチベネフィット」が 11月3日に開催されたことを始め、NbS に関連するセッションが多く催された。その他、COP 期間中に発表された動向としては、オックスフォード大学が立ち上げた「NbS ベストプラクティス・インタラクティブマップ」<sup>22</sup>や、EU の研究事業である Horizon 2020 の成果として発表された都市における NbS の事

<sup>19</sup> [Creation of a Centre of Excellence for Climate and Disaster Resilience | UNDRR](#)

<sup>20</sup> [Glasgow Leaders' Declaration on Forests and Land Use - UN Climate Change Conference \(COP26\) at the SEC - Glasgow 2021 \(ukcop26.org\)](#)

<sup>21</sup> [IUCN welcomes recognition of nature's role at COP26 and calls for more ambition | IUCN](#)

<sup>22</sup> [Nature-based Solutions case studies \(naturebasedsolutionsinitiative.org\)](#)



例を整理する「都市自然アトラス」を挙げることができる<sup>23</sup>。日本の環境省も、IGES の支援のもと、国内外の NbS の事例を整理するウェブサイト INAS(Inspired by Nature-based Action and Solutions)や、NbS に関する E-learning 教材「Nature-based Solutions for the local communities」を AP-PLAT 上で立ち上げた<sup>24</sup>。こうした取り組みを通じて、NbS に対する期待値はさらに高まったと考えられるが、同時に、議論の比重が緩和におかれている印象もあった。NbS については、来年の国連生物多様性条約(CBD)第 15 回締約国会議(COP15)におけるポスト 2020 年生物多様性枠組に向けた議論に向けて活発化していくと考えられる。今後は、緩和の側面のみならず適応としての NbS の活用に対する注目を高めることが重要である。

#### (4) 農業と食糧システム

食糧システムは、直接の交渉議題や議長国の設定する COP テーマでは無かったものの、英国を含む有志によるイニシアティブやサイドイベントが見られた。まず、英国政府・インドネシア政府の主導により「森林・農業・コモディティー貿易(Forests, Agriculture and Commodity Trade)対話」が行われ、農産物の国際貿易を持続可能なものとするべく、「貿易と市場開発」、「小規模農家支援」、「トレーサビリティと透明性」、「研究開発とイノベーション」の各トピックについて対話を継続する旨を定める共同宣言が出され、これには日本も参画している<sup>25</sup>。そして、英国及び世界銀行の主導のもと、「持続可能な農業への転換を加速する政策対話」が行われ、新たなイニシアティブとして「農業におけるイノベーションに向けたグローバル行動アジェンダ」が策定された。これは、その通称を Climateshot とする農業分野のイノベーションの加速を目的とした試みであり、160 以上の国や機関が賛同している<sup>26</sup>。その主たる目的は、農業研究とイノベーションへの投資を増やし、より気候変動の影響に対し強靱で、低排出の技術や手法を生み出すことである。また、気候と食料安全保障の課題を解決するためにイノベーションを展開する官民パートナーシップや対話の促進も担う。緩和・適応の両面に跨る食糧システム領域のイニシアティブとして、20 以上の投資機関等によって 50 億米ドル以上のコミットメントが表明されていることから、今後もその活動を注視していく必要があるだろう。さらには、気候変動の緩和・適応に貢献する農業への投資を目的とした「農業イノベーションミッション(AIM for Climate)」が UAE と米国の主導で、日本を含む 30 カ国以上の国の賛同のもと立ち上げられ、米国は向こう5年間で 10 億米ドルのコミットメントを約束した<sup>27</sup>。一方、サイドイベントにおいても、国連食糧農業機関(FAO)や国際農業開発基金(IFAD)による Pavilion が設置されており、再生可能な食糧生産(Regenerative Food Production)やアフリカにおけるグレート・グリーン・ウォール(Great Green Wall)の試みについてセッションを開催するなど、注目を集めた。このように、農業及び食糧システムに関しては、今回の COP では、有志によるイニシアティブを中心に幾つかの動きが見られた。

なお、今年 9 月には国連食糧システムサミット(UN Food Systems Summit:UNFSS)が開催されていた。その UNFSS が COP 直後の 11 月 18 日に開催したイベント「Transforming food systems and combating climate change: A virtual event post-COP26 and beyond」においては、次期議長国エジプトの環境大臣 Yasmine Fouad 氏も参加のもと、COP26 の成果を振り返りつつ、COP27 において食糧デー

<sup>23</sup> [Urban Nature Atlas \(una.city\)](https://una.city/)

<sup>24</sup> [Nature-based Solutions for the local communities | Resources | Adaptation Literacy | Asia-Pacific Climate Change Adaptation Information Platform \(AP-PLAT\) \(nies.go.jp\)](https://naturesolutionsforlocalcommunities.org/)

<sup>25</sup> [Forests, Agriculture and Commodity Trade - UN Climate Change Conference \(COP26\) at the SEC – Glasgow 2021 \(ukcop26.org\)](https://www.ukcop26.org/forests-agriculture-and-commodity-trade-2021/)

<sup>26</sup> [Transforming agricultural innovation for people, nature and climate \(climateshot.org\)](https://climateshot.org/)

<sup>27</sup> [AIM for Climate](https://aimforclimate.org/)

(Food Day)を設ける可能性も議論された。これがどのような形で結実するのかという点も含め、適応に不可欠な分野のひとつである食糧システム分野の今後の展開は要注目と言えよう。

## 6. 議長国プログラム「適応・損失と損害デー」

上述の通り、英国は、COP26 の議長国となって以降、適応を重点テーマと位置付けて様々な取り組みを行ってきた。COP26 の開催にあたっては、議長国として「適応ギャップの解消と気候影響への対応に関するグラスゴー宣言(Glasgow Imperative)<sup>28</sup>」を発表し、適応資金の強化や地域主導の適応策の推進、NbS の活用など、各国に適応努力の強化を求めた。交渉と並行して開催された議長プログラムにおいても、適応に関する様々な議論の場を設けた。

議長国プログラムとは、議長国である英国が主導して開催する一連のサイドイベントである。初日、2 日目のワールド・リーダーズ・サミットに始まり、日ごとにテーマを変え、複数のハイレベルイベントが組まれた。テーマは、ファイナンス、エネルギー、ユース、自然、ジェンダー、交通、都市など多岐にわたる。11 月 8 日は「適応・損失と損害デー(Adaptation and Loss & Damage Day)」と称し、6 つのイベントが開催された。以下では、それらの概要について紹介する。

### (1)Hearing from the Frontline

地域主導の適応策(Locally-led Adaptation)をテーマとした本セッションでは、気候変動の最前線で活動するコミュニティの代表者が登壇し、各国政府や国際社会が、より包括的で地域主導の適応策を推進するために何をすべきかを議論した。導入として、英国やフィジーが開始した「気候資金アクセスに関するアクセスタスクフォース」や地域適応 8 原則など関連するイニシアティブの紹介があったのち、ケニア、インド、チリから、現場での適応に関する課題に関してそれぞれ報告があった。国と地方による垂直統合に関する指摘、女性を含む多くのステークホルダーを如何に参加させるかに関する知見、生物多様性および伝統的知識の保全・再生がどう気候変動への適応に寄与することについての主張などがなされた。質疑では途上国政府や紛争地帯など現場で活動する方からの質問もあり、全体として、最前線の現場からの声を聴くという趣旨にあった議論が展開された。

### (2)Headline Event Ministerial on Adaptation Action

適応行動に関する閣僚級イベントでは、30 名以上の閣僚級のスピーカーが登場し、各国・地域の適応動向について報告した。各国代表者によるスピーチでは、適応に関する取組状況や資金的コミットメント等が発表されたほか、主として脆弱な位置におかれる途上国の立場から、適応への国際的支援の更なる充実を求める発言が相次いだ。カナダやデンマークが気候資金全体の増額及び適応の比率を増加させる意向を示し、フランスやアラブ首長国連邦は NbS の推進に意欲を見せた。また、米国は「適応とレジリエンスのための大統領緊急計画(PREPARE)<sup>29</sup>」について紹介した。日本からも環境省地球環境審議官・正田寛氏が日本の適応動向についてスピーチを行い、岸田首相による適応支援資金の倍増表明等が触れられるとともに、AP-PLAT を通じた国際パートナーシップへの貢献や、REAP・AAC という2つの英国によるイニシアティブへの貢献についても言及がなされた。

<sup>28</sup> The UK COP26 Presidency Glasgow Imperative: Closing the Adaptation Gap and Responding to Climate Impacts

<sup>29</sup> [President's Emergency Plan for Adaptation and Resilience \(PREPARE\)](#)

### (3) Adaptation fund Contributor Dialogue

COP25 および COP26 それぞれの議長国であるチリと英国が主催した本イベントでは、途上国の気候変動対策における、適応基金の役割の重要性を多角的に認識し、関係国や関係機関の対話の場を提供した。政府の閣僚をはじめハイレベルな参加者 47 名が発表し、様々な形の新たな誓約が発表された。抛出国政府からは、適応基金への追加投資や特に力を入れている分野などが発表された。また途上国からは、適応基金が UNFCCC やパリ協定の資金メカニズムとして、提供される資金の予測可能性や提供条件の明確化に貢献しており意義深い点が繰り返し指摘されたほか、途上国が直接アクセスできる資金であり、簡素化された承認手続きなど効率的資金アクセスの成功事例も蓄積され、価値がある点も強調された。NGO からは、適応基金の理事会(資金供給側)と各国政府(資金需要側)の橋渡し役として NGO が関与することの意義が説明された。

### (4) Exploring Loss and Damage

気候変動影響による損失と損害をテーマとしたこのイベントでは、国際赤十字・赤新月社気候センターがファシリテーターを務めた。冒頭、バルバドス首相の Mia Mottley 氏が「損失と損害」に対する資金的な行動を即実行に移す必要があると強く訴えた。また COP26 議長の Alok Sharma 氏は、同日に英国政府が発刊した「損失と損害」に関する知見を取りまとめたディスカッションペーパー<sup>30</sup>に言及し、COP 議長国として本議論を進展させる強い意志があると述べた。その後は、COP26 を表現した漫画等<sup>31</sup>を用いて会場の参加者からの意見を引き出す、インタラクティブなセッションが行われた。途上国、先進国双方の多様な参加者から「損失と損害」に対する行動が急務である旨や、議論の硬直に対するフラストレーションなどの発言が相次いだ。最後に「損失と損害ユース連盟」の代表者が、「最も重要なことは、適応の範囲を超えた不可逆的な影響にすでに苦しんでいる国や地域の人々に対し、各国が、資金提供のプロセスを開始することである」と締めくくった。

### (5) 1st High Level Ministerial Dialogue on Climate Finance under the CMA

また、CMA の下での第 1 回気候変動資金に関する閣僚級対話(1st High Level Ministerial Dialogue on Climate Finance under the CMA)も、議長国プログラムに組み込まれる形で、適応・損失と損害デーにあわせて開催された。同対話では「気候資金の予測可能性の向上」、「適応資金の規模と効果の改善」、そして「気候資金の動員に関する今後の動向」に関する 3 つのパネルが開催された。そのうち「適応資金の規模と効果の改善」についてのパネルでは、いかにして適応資金の動員を強化するか、そして最もニーズある人々の資金アクセスを容易にするかを主題とした議論が展開に焦点が当たった。フィジー経済・市民サービス・通信大臣、米国国際開発庁長官、アフリカ開発銀行総裁、国連事務総長食料システムサミット特別大使、らが登壇した本閣僚級対話では、気候資金の動員手段としてのグラントや市場を活用したメカニズム、ブレンドファイナンスなどさらなる活用が求められることや、緩和を含めたあらゆる活動において適応への配慮を統合することの重要性などが提起された。

### (6) Building a Climate Resilient Future

適応・損失と損害デーの議長国プログラムの締めくくりとなった本イベントでは、アカデミア、民間セクター、

<sup>30</sup> [Discussion paper: UK action to support countries to avert, minimise and address the risk of loss and damage from climate change](#)

<sup>31</sup> [COP26 Cartoon Gallery](#)

政府、気候活動家など、様々な立場から適応取組を中心的に担っている登壇者らが、「気候変動に対し強靱な未来社会を築くにはどうすればよいか」をテーマに議論した。まずは共通認識として、国際協調の重要性、“気候変動への最初の適応者”である地域コミュニティ主導の適応行動の推進、企業や研究者におけるボトムアップアプローチの重視、等が確認された。また分野としては、資源管理や防災の観点から「水」に注目が集まった。結論として、「リスクを可視化し、地域ごとに科学的エビデンスに基づいた適応策を、緊急性を持って広範に実行していくことで、強靱な未来社会を築くことができる」という認識が広く共有された。

## 7.おわりに

英国のイニシアティブにより、適応は COP26 の重点テーマと位置づけられ、会合の準備期間を含め、適応に関する国際的な動きには大きく進展が見られた。グラスゴー気候合意には、各国による適応に向けた野心の向上、そして適応資金の強化を求める明確な意思が込められ、世界全体として気候変動への強靱性を高めていくことへの緊急性と、適応に必要な資金支援が不足していることへの危機感を、これまで以上に共有した COP であったといえよう。それに加えて、GGA やグローバルストックテークに向けた行動の具体化への合意を通じて、パリ協定における適応に係る仕組みを前進させたという点でも意義がある。一方で、こうした国際的な適応のモメンタムの高まりを、気候変動に最も脆弱な人々への実効的な支援へと繋げるためには、締約国政府のみならず、非国家主体を含めた様々な主体による努力の集約が不可欠であることも再認識された。COP26 では、さまざまな適応関連のイベントが開催され、知識と経験の共有や新たな協働の場となり、多様なアクターが適応とレジリエンス強化のための具体的なアクションを発信した。今後も、適応分野における各国のリーダーシップや、様々なパートナーシップが期待される。この流れは、英国とともに AAC をはじめとして適応に関する国際協力をけん引してきたエジプトが議長となる COP27 へと引き継がれていく。特に、「GGA に関するグラスゴー・シャルムエルシェイク作業プログラム」に、COP27 の主催地の名称が入ったことは、エジプトの適応問題への意欲を表したものとも見ることができ、COP27 に向けて、さらなる適応課題に係る議論や取組の進展が期待される。IGES は引き続き、適応に関する国際動向を把握するとともに、アジア太平洋地域における適応とレジリエンスの強化に向けた様々な活動を実施していく。

**Institute for Global Environmental Strategies (IGES)**

Strategic Management Office (SMO)

2108-11 Kamiyamaguchi, Hayama, Kanagawa, 240-0115, Japan

Tel: 046-826-9601 Fax: 046-855-3809 E-mail: [iges@iges.or.jp](mailto:iges@iges.or.jp)

[www.iges.or.jp](http://www.iges.or.jp)

The views expressed in this working paper are those of the authors and do not necessarily represent IGES.

©2021 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.